

住宅用火災警報器を 共同購入してみませんか？

消防法により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから10年以上が経過していますが、未設置の世帯も少なくありません。

また、設置してから10年を経過すると、電池切れや故障などで、火災時に必要な効果を発揮できない可能性がありますので、新しいものへの取替えを推奨しています。

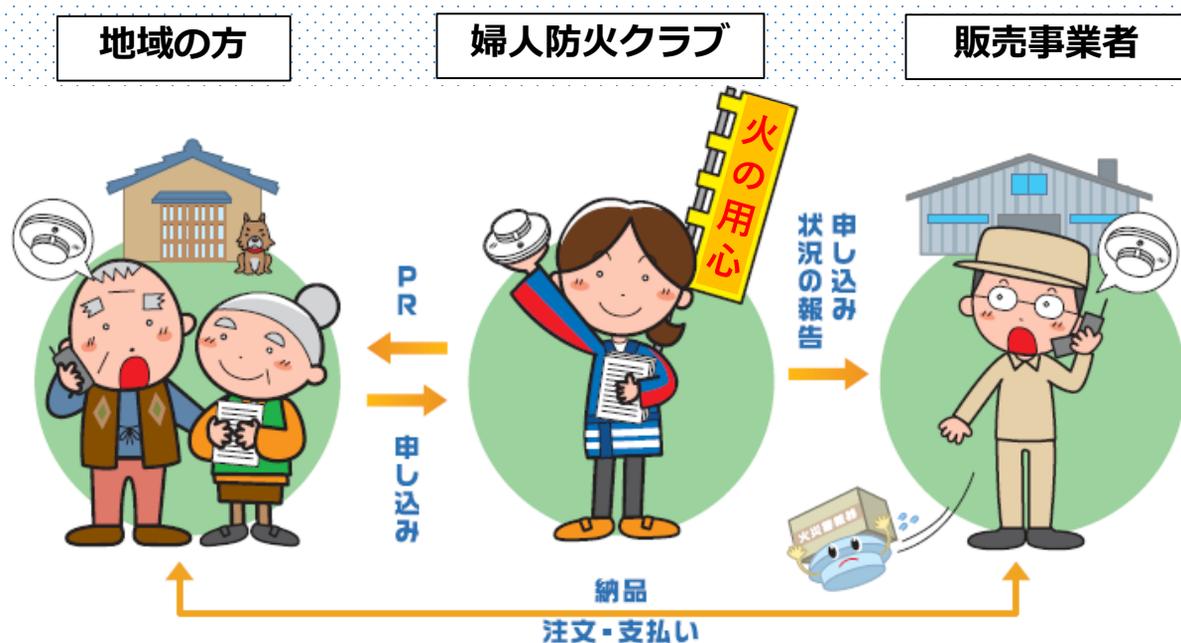


火災による被害の軽減には、住宅用火災警報器の設置・交換が不可欠であり、その取り組みとして、共同購入による設置・交換をおススメします。

【共同購入のメリット】

- ・大量かつ一括購入による価格交渉（市場価格以下での購入の可能性）
- ・個人でそれぞれ購入するよりも、手間が軽減
- ・交換時期も同時期なので交換もスムーズ
- ・悪質な訪問販売の被害の防止
- ・地域の繋がりの深まり→**地域の防火・防災体制の強化**

【共同購入の流れ】



消防本部予防課

※消防本部が商品の紹介や販売の仲介等を行うことはありません。

住宅用火災警報器

住宅用火災警報器が煙や熱を感知して、
警報音や音声で火災発生を知らせます。



平成23年6月1日から住宅等への設置が
義務化されています。

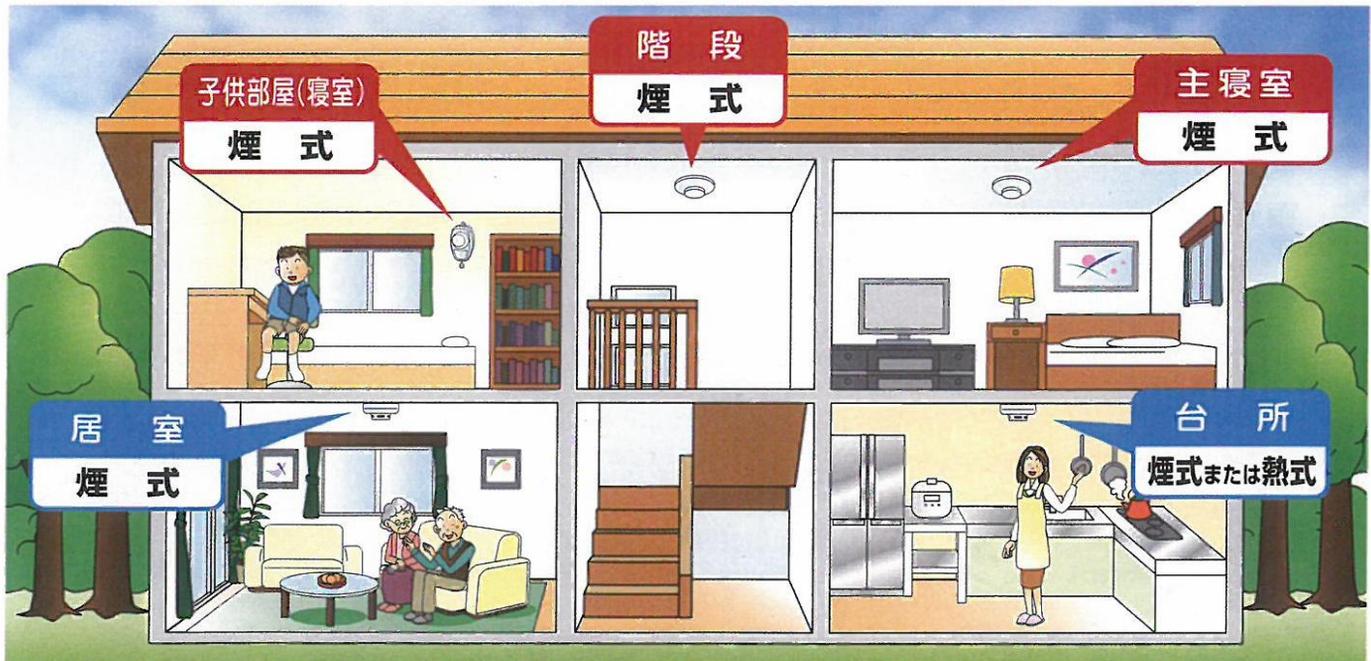
また、設置後10年を目安に取り替えましょう。

「つけてて良かった火災警報器!!」

とりカエル。



■ 寝室・階段への取付けが義務付けられています。



■ 台所・居室への取付けもお勧めします。